

令和 7 年度鉾田市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、市民の安全と犯罪の抑止に資するため、防犯カメラを設置する行政区等に対し、予算の範囲内において令和 7 年度鉾田市防犯カメラ設置事業補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、鉾田市補助金等交付規則(平成 17 年鉾田市規則第 37 号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の抑止及び防犯意識の向上を目的として、不特定多数の者が往来する場所を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び録画の機能を有するものをいう。
- (2) 行政区等 鉾田市行政区規則(平成 17 年鉾田市規則第 4 号)第 2 条第 2 項に定める行政区又は自治会等の住民自治組織など一定の区域の住民により構成される団体をいう。
- (3) 管理責任者 防犯カメラ並びに映像及び映像データの適正な管理及び運用に係る責任者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、防犯カメラを新たに購入し設置する行政区等であって、次に掲げる要件を全て備えている行政区等とする。

- (1) 防犯カメラの仕様、設置、管理及び運用等に関し、別表に定める基準を遵守できる行政区等であること。
- (2) 防犯カメラの設置を補助金の交付の申請を行った年度内に着手し、かつ、完了できる行政区等であること。
- (3) 防犯カメラの設置に関し、国又は地方公共団体が実施する他の補助制度による補助金等の交付を受けていない行政区等であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、防犯カメラ(映像表示装置、録画装置その他必要な関連品等を含む。)の購入費及び設置工事費とする。

2 次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既存の防犯カメラ等の撤去又は移設に係る費用
- (2) 土地の造成に係る費用
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
- (4) 防犯カメラ等の維持、管理又は修繕に要する費用
- (5) その他市長が認めない費用

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の税込みの合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額(その

額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100,000 円を限度とする。

2 同一の行政区等に対する補助金の交付は 1 台限りとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和 7 年度銚田市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置場所の現況写真及び付近の位置図
- (2) 防犯カメラの購入、設置工事等に係る見積書(写し可)
- (3) 防犯カメラの仕様について、確認できる書類
- (4) 防犯カメラの設置及び運用に関する誓約書(様式第 2 号)
- (5) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民(当該住居に居住する世帯の世帯主をいう。)の同意書(様式第 3 号)
- (6) 防犯カメラ設置に必要となる許可証等(防犯カメラ設置場所の所有者の設置同意書、道路法その他の法令に基づく許可証等の写しをいう。)の写し
- (7) 防犯カメラ設置について行政区等の中で合意が形成されていることを示す書類(行政区等で設置に関して決議した議事録等)
- (8) 防犯カメラの管理運用規定
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第 7 条 補助金の交付決定通知は、令和 7 年度銚田市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

(補助事業の変更、中止等)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して 10 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、令和 7 年度銚田市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支払を証明する書類(写し可)
- (2) 設置した防犯カメラの現況写真
- (3) 設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画を印刷したもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第 10 条 補助金の額の確定通知は、令和 7 年度銚田市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書(様式第 6 号)により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けたときは、速やかに令和 7 年度銚田市防犯カメラ設置事業補助金設置事業補助金交付請求書(様式第 7 号)に口座情報が確認できるものの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助事業者の義務)

第 12 条 補助事業者は、犯罪の抑止及び防犯意識の向上を目的として市が行う施策に積極的に協力するとともに、地域防犯力の向上に努めるものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、第 7 条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(証拠書類の保存)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(維持管理)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを適正に管理し、設置の日から起算して、5 年間は、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(調査等)

第 16 条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対して、補助金の交付を受けて設置した防犯カメラの仕様等に関する調査を行い、又は報告を受けることができる。

2 補助金の交付を受けた補助事業者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(補則)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

行政区等の責務に関すること	防犯カメラの設置等に関し，個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
防犯カメラの仕様に関すること	(1)有効画素数が100万画素以上であること。 (2)解像度が1280×800以上であること。 (3)1秒間の記録間隔が4画面以上であること(4fps以上)。 (4)防水，防塵性能を有すること(IP54以上)。 (5)夜間撮影機能(赤外線照射機能等)及び逆光補正機能を有すること。 (6)稼働時間が24時間であり，かつ，常時録画できること。 (7)画像データの記録期間が7日間以上保存でき，古いデータから順次上書き録画ができること。 (8)記録媒体としてSDカード等(128GB以上)が使用できる機器であること。また、無線接続によるものも可とする。
防犯カメラの設置に関すること	(1)防犯カメラの撮影範囲は，撮影区域の2分の1以上の面積が公道とし，アパート等の住宅，事業所，駐車場や公共の場所に設置されているごみ集積場等の管理や監視を目的で撮影するものでないこと。 (2)防犯カメラの撮影範囲の住民等及び行政区等の同意を得ていること。 (3)防犯カメラを設置する場所の所有者，管理者等の承諾・許可(法令等に基づく許可等が必要である場合はそれを含む。)を得ていること。 (4)防犯カメラの設置場所に，防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。 (5)犯罪の抑止及び早期解決に効果的な設置となるよう努めること。
防犯カメラの管理に関すること	(1)防犯カメラの管理運用規定を定めていること。 (2)防犯カメラの管理責任者を選任すること。 (3)定期的に点検すること等により，防犯カメラの適正な維持管理を行うこと。
画像等の管理に関すること	(1)録画画像は加工せず，撮影時のまま記録し保管すること。 (2)設置目的を達成するために必要な場合を除き，画像を複写し，又は複製しないこと。 (3)画像及び画像を記録した記録媒体について，漏えい，滅失，毀損，改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講ずること。 (4)画像データは，原則7日間以上保存し，かつ，電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合，上書きを自動的に行うものとし，記録媒

	体を廃棄する場合は、破砕等を確実に行うこと。 (5)次に掲げる場合を除き、画像データの利用又は提供をしないこと。 ア 法令に基づく場合 イ 捜査機関から犯罪等の捜査のために情報提供を求められた場合 ウ 個人の生命、身体又は財産を保護するため必要があると認められる場合 (6)管理責任者は、防犯カメラの設置、管理、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し適切に措置を講ずること。
--	--